

一般事業主行動計画

社会福祉法人 守山市社会福協議会

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 3月 1日～ 令和12年2月 28日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児休暇制度の周知及び育児に係る各種情報の提供

<対策>

- 育児休業等制度や育児に係る各種情報を事業場内回覧または社内研修会にて周知する。

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知し、育休取得予定者に対しては「育休復帰支援プラン」策定を開始する。

目標3：不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

<対策>

- 全職員に対し、不妊治療のための特別休暇の周知を行い、不妊治療を必要とする職員へのサポートを行う。